

那賀・海部・安芸風力発電合同会社

「(仮称) 那賀・海部・安芸風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に
対する勧告について

令和3年10月28日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 那賀・海部・安芸風力発電事業環境影響評価方法書について、那賀・海部・安芸風力発電合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、徳島県知事及び高知県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：徳島県那賀郡那賀町、海部郡海陽町及び高知県安芸郡馬路村
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大94,450kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年 5月 8日
環境大臣意見受理	令和2年 7月17日
経済産業大臣意見発出	令和2年 7月30日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和2年11月 4日
住民意見の概要等受理	令和3年 7月13日
高知県知事意見受理	令和3年10月 7日
徳島県知事意見受理	令和3年10月 8日
経済産業大臣勧告発出	令和3年10月28日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、萬上
電話03-3501-1742（直通）

那賀・海部・安芸風力発電合同会社

「(仮称) 那賀・海部・安芸風力発電事業に係る環境影響評価方法書」

に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業の実施により、土砂・濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念されることから、近年の局所集中的な降雨の傾向と土砂捨て場や道路工事に係る雨水排水対策を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺は、クマタカなどの希少猛禽類の生息地となっている可能性があることから、これらに対する調査を実施する際には、定量性が確保されるように適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 渡り鳥の調査に当たっては、その実態が把握できるよう、対象事業実施区域及びその周辺において適切に調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 哺乳類・鳥類・魚類や昆虫類を含む動物全般の調査に当たっては、捕獲等の調査地点の追加や適切な調査期間を確保するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 生態系の典型性注目種については、生息状況を踏まえ鳥類の追加選定を検討するとともに、採餌環境などの状況を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
6. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度が高い冷温帯落葉広葉樹や暖温帯常緑広葉樹等が多く生育していることから、土地の改変や森林の伐採等が行われることによる希少な動植物への影響について、専門家等からの助言を踏まえ、現地の状況に応じて調査地点や調査回数を増やす等、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(徳島県知事及び高知県知事からの意見書の写しを添付)